

# 新潟県特別高圧電力利用事業者等支援事業補助金公募要領

## 1 目的

電力価格高騰により経営に大きな影響を受けているものの、国の総合経済対策の支援対象外となっている特別高圧電力を利用する県内中小企業に対して負担軽減を図るため、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

## 2 補助対象者の要件

新潟県内で事業を営む中小企業（新潟県特別高圧電力利用事業者等支援事業補助金交付要綱（以下、要綱という）第2条1号に定める中小企業者のことをいう。以下同じ。）のうち次の（ア）から（ウ）の要件をすべて満たす事業者であること。

- （ア） 県内の事業所（店舗、工場、事業所等）で事業を行っている者
- （イ） 小売電気事業者から特別高圧の電力供給を受け、電気料金を負担している者（特別高圧の電力供給を受ける工業団地や商業施設等に入居する事業者も補助対象とするが、使用する電力量（kWh）が明確でない場合は補助対象外とする）
- （ウ） 本補助金を「経営改善」、「人材投資」、「設備投資」等に活用し、補助金受領後も事業を継続する意思がある者（別記第1号様式の3提出により確認）

ただし、上記に該当する場合でも、以下に列挙する事由のいずれか一つでも該当する場合は除く。

- ・ 要綱第2条第2号に定める「みなし大企業」
- ・ 国、県、市町村その他これらに準ずるもの
- ・ 新潟県が出資している法人
- ・ 反社会的勢力に属するまたは関連する者（要綱第3条第1項各号に該当する場合）

## 3 補助額等

令和5年1月から9月までに利用した特別高圧電力量（当該期間の値を明確に示せない（検針日が月初や月末でない）場合は、当該機関を最も多く含む9か月分の値とする）に以下の単価を乗じた金額とする。ただし、各月の補助額の合計に小数点以下の値が生じた場合は切り捨てとする。

なお、使用電力量が明らかでない場合及び使用電力量に応じた支払いとなっていない場合は、補助対象外となる。

また、補助金の額に上限は設けないが、予算額を超える申請があった場合は、単価を調整し補助金の額を減額調整する可能性がある。

- ・ 令和5年1月から8月の使用分：3.5円/kWh(上限)
- ・ 令和5年9月の使用分：1.8円/kWh(上限)

## 4 補助申請者

補助申請は、補助対象となる中小企業が行うこと。また、補助対象となる事業所を複数

有する場合は、取りまとめて法人単位で申請すること。

## 5 エントリー

円滑な補助金の支払いを行うため、エントリー期間を設ける。補助申請を行う者は必ずエントリーを行うこと。

### (1) 記載事項

補助対象要件の確認、補助申請(見込)額及び振込先等

### (2) エントリー期間

令和5年9月14日(木)～10月31日(火)

### (3) エントリー方法

本事業の事務局として県が委託した一般社団法人環境省エネ推進研究所(以下、事務局という)が用意する以下のWebサイトからオンラインにて行うこと。

URL : <https://eecp.or.jp/exh-shien/>

## 6 交付申請書・実績報告書の提出

### (1) 提出書類

提出書類は以下のとおり。様式等は、エントリー後直接事業者に送付するほか、県Webページ(URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sogyosuishin/2023niigataken-tokubetukouatsu.html>)及び特設サイトで公開している。

	提出書類	様式番号
1	申請書類チェック表	
2	補助金交付申請書兼実績報告書	第1号の1
3	申請者の概要	第1号の2
4	誓約書	第1号の3
5	特別高圧電力の受電契約が確認できるもの(検針票、請求書等の写し) ただし、直接受電契約を結んでいない場合は、受電契約者が別記第1号様式の4を提出することで提出にかえることができる。	必要に応じ 第1号の4
6	履歴事項全部証明書(個人事業主は青色申告決算書の写し)	—
7	出資比率を明らかにする書類(株主総会資料等)	—
8	県税納税証明書(発行から3か月以内のもので、全ての県税に未納がないこと)	—
9	使用電力量報告書	第1号の5
10	各月の使用電力量の根拠書類(検針票、請求書等の写し等) ただし、直接受電契約を結んでいない場合は施設管理者等からの請求書等の写しでよい	—
11	振込先となる通帳の写し(金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人カナ表記がはっきりわかるもの)	—

## (2) 提出期間

令和5年10月中旬頃～12月上旬頃（エントリーした者に対し直接連絡を行う。）

## (3) 提出方法

事務局が用意する以下のWebサイトからオンラインで行うこと。提出書類の原本が紙媒体の場合もPDF等に電子化し、オンラインで提出すること。

URL : <https://eecp.or.jp/exh-shien/> （5(3)記載のものと同様）

## 7 問合せ先

新潟県特別高圧電力利用事業者等支援事業補助金事務局  
（一般社団法人環境省エネ推進研究所 内）

メール : [exh@eecp.or.jp](mailto:exh@eecp.or.jp)

電話 : 025-263-0100

### 【県担当】

産業労働部創業・イノベーション推進課新エネルギー資源開発室

メール : [ngt050030@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt050030@pref.niigata.lg.jp)

電話 : 025-280-5167

## 8 スケジュール

令和5年 9月14日（木）	エントリー受付開始
令和5年 10月中旬頃	補助金交付申請書受付開始(エントリーした者に直接連絡)
令和5年10月31日（火）	エントリー受付終了(補助申請を行う事業者は必ずこの日までにエントリーを済ませること)
令和5年12月上旬頃	補助金交付申請書受付終了
令和5年12月上旬以降	交付決定の通知及び補助金の支払い

## 9 その他

事業の審査等のため、補助金交付申請等を受理した後、申請者に対して説明や追加資料等を求める場合がある。